

秋田市道路照明灯LED化事業に関する

公募型プロポーザル実施要領

令和2年6月

秋田市建設部道路維持課

## 目 次

1	公募型プロポーザル実施の目的	1
2	事業の概要	1
3	主催および事務局	2
4	参加資格要件	2
5	プロポーザルの提案課題	3
6	応募手続関係	3
7	提出書類等の作成要領	6
8	審査および選定方法	6
9	第一次審査（参加資格審査）の実施	6
10	第二次審査（提案審査）の実施	6
11	選定業者の決定	7
12	スケジュール	8
13	失格条件	8
14	その他	8

秋田市道路照明灯LED化事業に関する公募型プロポーザルの各種手続、要件および審査等の内容については、次のとおりとする。

## 1 公募型プロポーザル実施の目的

本市が管理する道路照明灯約3,500基のうち、LED化していない2,518基について、省電力、長寿命のLEDバルブに交換することにより、温室効果ガスの削減と、維持管理に係る財政的負担の軽減を図ることを目的とするものである。

本市全域の道路照明灯を一斉にLED化するには初期投資が膨大になり、単年度での調査と施工は困難であることから、2か年での整備を図るものである。

については、LED化するに当たり、事前調査・計画策定・工事施工に関する提案を募り、本市にとって最も優れている提案を選定するため、その企画等を一定の基準で評価する「公募型プロポーザル」を実施するものであり、応募者の募集、提案書類の審査の手続等について必要な事項を定めるものである。

## 2 事業の概要

### (1) 事業名

秋田市道路照明灯LED化事業

### (2) 場 所

秋田県秋田市内一円

### (3) 現施設の概要

本事業は下記の施設を全てLED化するものとする。

ア ナトリウム灯	592基
イ 水銀灯	1,291基
ウ メタルハライドランプ	89基
エ その他	39基
オ 不明	507基

### (4) 事業内容

#### ア 現地調査

工事に先立って、市より貸出する台帳等の資料を基に市が管理する全ての道路照明灯の位置、種別、必要器具の有無、灯数の増減確認を現地調査により行うものとする。

#### イ 電力契約照合、電力契約申込、共架申請

現地調査の結果を基に契約の整合を図るものとする。なお、本事業に併せ契約容量の変更がある場合は契約変更すること。

#### ウ 道路照明施設台帳等の更新もしくは構築

基本的に市で貸出する台帳等を整理・更新するものとするが、本事業に併せて新規の台帳等を構築することを妨げるものではない。

#### エ 道路照明灯具の設置に関する計画・施工

工事に先立ち施工計画書を提出するものとする。工事の実施に当たっては、「条件明示書」ならびに「秋田市土木工事共通仕様書」を準拠するものとする。

オ 管理プレートの設置又は更新

現地調査に併せて管理プレートの確認を行い、必要に応じて設置又は更新を行うものとするが、材質等については現地調査後に協議するものとする。

カ 既設道路照明灯具等の撤去、リサイクルおよび廃棄処分

撤去する既設道路照明灯具等のリサイクルおよび廃棄処分については施工計画書に明記すること。また、撤去した安定器より、P C B含有機種を発見した場合は、直ちに発注者に報告するものとし、処分等については発注者の指示に従うものとする。

キ その他

上記以外の業務については、事業者の提案により追加することができる。

アからカまでの内容について、市で求める最低限の仕様等としているが、事業者の提案においては、これらの仕様等より優れた提案を妨げるものではない。

(5) 製品に係る要求水準

本事業で使用する製品の要求水準は、別に定める「道路照明灯L E D化事業に関する条件明示書」のとおりとする。

(6) 提案上限事業費

本事業にかかる提案事業費は、343,970,000円以内（消費税および地方消費税を含む。）とする。ただし、年度毎の支払限度額は次のとおりとする。

ア 令和2年度 172,000,000円以内

イ 令和3年度 171,970,000円以内

(7) 事業履行期限

令和3年11月19日

(8) 事業スケジュール（予定）

ア 調査・照合 令和2年10月上旬から令和3年1月下旬まで

イ 工事・管理 令和3年2月上旬から令和3年7月下旬まで

ウ 電力契約等 道路照明灯設置後から令和3年10月下旬まで

エ 台帳更新等 道路照明灯設置後から令和3年11月19日まで

### 3 主催および事務局

(1) 主 催 秋田市

(2) 事務局 秋田市建設部道路維持課

〒010-8560 秋田県秋田市山王一丁目1番1号

T E L 018-888-5751

F A X 018-888-5752

U R L <https://www.city.akita.lg.jp>

E - m a i l ro-csmt@city.akita.lg.jp

### 4 参加資格要件

本プロポーザルの参加希望者は、本事業を行う能力を有する単体又は建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）とする。

(1) 単体ならびに共同企業体の代表者および代表者以外の構成員、すべてに共通する要件

ア 公告から契約候補者を決定するまでの間において、秋田市の電気工事A級又はB級に等級格付けされていること。

イ 電気工事業の許可を有しての営業年数が6年以上であること。

ウ 電気工事に係る資格を有し、かつ、常勤で3か月以上の雇用関係にある者を監理技術者又は主任技術者として本事業に専任で配置できること。

エ 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。

オ 申請者、申請者の役員又は申請者の経営に事実上参加している者が、集团的にもしくは常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある団体の構成員又は当該団体と密接な関係を有する者であると認められないこと。

カ 会社更生法に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法に基づく民事再生手続開始の申立てがなされていないこと。

キ 公告日から契約候補者を決定するまでの間において、本市の指名停止又は入札参加資格停止の措置を受けていないこと。

(2) 単体に関する要件

共同企業体で参加しないものであること。

(3) 共同企業体に関する要件

ア 共同企業体の構成員数は、3社までとする。

イ 各構成員の出資比率は、20パーセント以上とする。ただし、共同企業体の代表者の出資比率は、構成員中最大であるものとする。

(4) 重複参加の禁止

共同企業体の代表者および代表者以外の構成員は、本案件における他の共同企業体の代表者又は構成員となることはできない。

## 5 プロポーザルの提案課題

本プロポーザルの提案課題は、以下の7項目とし、技術提案書に記載するものとする。

(1) 「事業実施体制」についての提案

(2) 「適切な工程計画」についての提案

(3) 「安全で安心な道路利用者の交通に対する配慮」についての提案

(4) 「維持管理に対する配慮」についての提案

(5) 「環境に対する配慮」についての提案

(6) 「創意工夫」についての提案

(7) 「概算見積金額」の提案

## 6 応募手続関係

(1) 質問書の提出手続

ア 質問書の提出場所および方法

質問は、質問書（様式第1号）を作成し、Eメール又はFAXにより、事務局

へ提出すること。

イ 質問書の提出期限

(ア) 第一次審査分（参加資格審査）令和2年6月19日（金）正午

(イ) 第二次審査分（提案審査） 令和2年7月7日（火）正午

ウ 回答期限および回答方法

質問に対する回答については、一括してとりまとめを行った後、以下のとおり本市ホームページに掲載する。また、質問への回答内容は、本要領の追加又は修正とみなすものとする。

(ア) 第一次審査分（参加資格審査）令和2年6月22日（月）正午

(イ) 第二次審査分（提案審査） 令和2年7月9日（木）正午

(2) 第一次審査（参加資格審査）の提出書類等

ア 提出書類

(ア) 参加表明書（様式第2号） 1部

(イ) プロポーザル参加資格審査申請書（様式第3号） 1部

(ウ) 配置予定技術者調書（様式第4号） 1部

(エ) 誓約書（様式第5号） 1部

(オ) 会社概要書（任意様式） 1部

イ 提出先

提出先は、事務局とする。

ウ 提出期間

令和2年6月10日（水）から6月23日（火）まで

持参して提出する場合の受付時間は、行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条に規定する行政機関の休日（以下「休日」という。）を除く日の午前9時から正午まで、および午後1時から午後5時までとする。

エ 提出方法

(ア) 提出期間内に事務局に持参又は郵送により提出すること。郵送の場合は簡易書留郵便等、配達完了の確認ができる方法とし、期日までに必着とする。また、提出書類の電子データ（Microsoft Word、Excel、一太郎、PDFファイルのいずれか）を収録した電子媒体等（DVD、CD等をいう。以下同じ。）を併せて提出すること。

(イ) 事務局による提出書類の確認後、提出された参加表明書に收受印を押印し、その写しを交付する。郵送による提出の場合は、当該写しを郵送する。

オ 参加表明書等の作成および提出上の注意事項

(ア) 参加表明書等を提出した者は、本実施要領等の記載内容に同意したものとみなす。

(イ) 提出後の参加表明書等の再提出、差替えおよび修正は一切認めない。

(ウ) 共同企業体による参加の場合、配置予定技術者調書、会社概要書については、構成員全員分を提出すること。

(3) 第二次審査（提案審査）の提出書類等

ア 提出書類

(ア) 技術提案提出書（様式第6号A4版タテ1頁） 1部

(イ) 技術提案書（様式第7号A3版ヨコ3頁以内） 10部

以下の内容について、簡潔に記載すること。なお、文章を補完するためのイラスト、概念図等の使用は可とする。

① 「事業実施体制」についての提案

実施体制。供給体制。市内企業の活用。製品確保の予防対策等の配慮等を記載のこと。

② 「適切な工程計画」についての提案

工期短縮等の検討。施工時に道路利用者に影響を与えないような工夫。関係機関との調整等を記載のこと。

③ 「安全で安心な道路利用者の交通に対する配慮」についての提案

適切な照度確保の選定や配色や照度分布のばらつきの抑制についての工夫等を記載のこと。

④ 「維持管理に対する配慮」についての提案

使用機器の耐久性、汎用性等。台帳整理等の工夫等を記載のこと。

⑤ 「環境に対する配慮」についての提案

本市の気候風土や環境を配慮した施設計画の提案。具体的温室効果ガス削減目標の設定等を記載のこと。

⑥ 「創意工夫」についての提案

電気料金削減の工夫等。機能性、安全性、維持管理についての創意工夫等を記載のこと。

(ウ) 仕様性能表（様式第8号、A4版タテ各3頁以内） 10部

要求された仕様に対する提案の内容を、簡潔に記載すること。

(エ) 提案に関する図面（様式第9号A3版ヨコ2頁以内） 10部

照明施設に関する構造図等

(オ) 概算見積書（様式第10号A4版）と内訳書（様式任意2頁以内） 10部

イ 提出先

提出先は、事務局とする。

ウ 提出期間

令和2年6月30日（火）から7月14日（火）まで

持参して提出する場合の受付時間は、休日を除く日の午前9時から正午まで、および午後1時から午後5時までとする。

エ 提出方法

(ア) 提出期間内に事務局に持参又は郵送により提出すること。郵送の場合は簡易書留郵便等、配達完了の確認ができる方法とし、期日までに必着とする。また、提出書類の電子データ（MicrosoftWord、Excel、一太郎、PDFファイルのいずれか）を収録した電子媒体等も併せて提出すること。

(イ) 事務局による提出書類の確認後、提出された技術提案提出書に収受印を押印し、その写しを交付する。郵送による提出の場合は、当該写しを郵送する。

オ 技術提案書等の作成および提出上の注意事項

提出後の技術提案提出書等の再提出、差替えおよび修正は一切認めない。

## 7 提出書類等の作成要領

- (1) 提出書類等は、定められた様式に従って作成すること。
- (2) 使用する文字のフォントは10.5ポイント以上（図表内の文字を除く）とすること。
- (3) 提出書類等は、左端をステープルで仮綴とし、表紙にプロポーザルの名称を明記すること。

## 8 審査および選定方法

- (1) 選定に係る審査は、秋田市道路照明灯LED化事業に関する公募型プロポーザル審査委員会設置要綱（令和2年6月5日市長決裁）により組織された審査委員会（以下「審査委員会」という。）が行う。
- (2) 選定は、第一次審査（参加資格審査）、第二次審査（提案審査）の2段階審査方式により行う。
- (3) 第一次審査（参加資格審査）は、審査基準に基づき、提出された審査申請書等をもとに、参加資格要件についての審査を行う。
- (4) 第二次審査（提案審査）は、審査基準に基づき、提出された技術提案書および概算見積書等をもとに、プレゼンテーションおよび質疑応答により行う。

## 9 第一次審査（参加資格審査）の実施

審査委員において、審査基準に基づき、審査申請書等を公正に審査し、その結果をもとに、第二次審査を行う者を選定する。

### (1) 選定結果の通知

選定された者に対しては、書面によりその旨を通知するとともに、技術提案書の提出を要請する。選定されなかった者に対しても、書面によりその旨を通知する。（令和2年6月30日（火）の予定）

### (2) 非選定理由の説明

選定されなかった者は、通知した日の翌日から起算して3日（休日を除く。）以内に、次に定めるところにより、非選定理由について説明を求めることができる。

#### ア 提出様式

様式自由、ただしA4版とする。

#### イ 提出方法

持参（休日を除く日の午前9時から正午まで、および午後1時から午後5時までとする。）、郵送（書留郵便に限る。提出期限までに必着のこと。）のいずれかとする。

#### ウ 提出場所

提出先は、事務局とする。

#### エ 非選定理由の説明に対する回答

回答は、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して3日（休日を除く。）以内に、書面により行う。



## 10 第二次審査（提案審査）の実施

審査委員会は、第一次審査により選定された者を対象に、以下のとおり、技術提案書に係るプレゼンテーションおよび質疑応答を実施し、最優秀提案者として1者および次点者として1者を選定する。

### (1) プレゼンテーションおよび質疑応答の実施

#### ア 日時および場所

令和2年7月21日（火）を予定しているが、詳細は後日通知する。

#### イ 出席者

本プロポーザルを担当する主たる技術者を含め3名までの出席とする。

#### ウ プレゼンテーションおよび質疑応答の持ち時間

プレゼンテーションの時間を15分以内、質疑応答の時間を15分程度とする。

#### エ プレゼンテーションの内容

プレゼンテーションでは、提出した技術提案書に沿って説明を行うとともに、特に強調したい点や提案の背景等を中心に述べるものとし、新たな資料の提出は認めない。

#### オ 機材等

スクリーンおよびホワイトボードは秋田市が用意する。その他の機器（プロジェクター、パソコン等）が必要な場合は、提案者が準備すること。

#### カ その他

提案者が1者のみであっても、参加資格を有する者であればプレゼンテーションおよび質疑応答を実施する。

## 11 選定業者の決定

審査委員会は、審査基準総括表に基づき、提案者の提案に対し、提案価格と技術提案の要素を評価して点数をつけ、最も点数の高かった者を最優秀提案者として1者、次点者として1者を選定する。その後、秋田市工事請負業者選定審議委員会において選定業者を決定する。

### (1) 契約の締結

市は、選定された最優秀提案者と、契約締結の交渉を行う。契約交渉が不調の時は、次点者と契約締結の交渉を行う。

### (2) 選定結果の通知および公表

選定された提案者に対しては、書面によりその旨を通知するとともに、選定されなかった者に対しては、書面によりその旨と理由を通知する。また、最優秀提案者および次点者に関し、評価点数と選定理由を本市ホームページにより公表する。（令和2年7月28（火）の予定）

### (3) 非選定理由の説明

選定されなかった者は、通知した日の翌日から起算して3日（休日を除く。）以内に、次に定めるところにより、非選定理由について説明を求めることができる。

#### ア 提出様式

様式自由、ただしA4版とする。

#### イ 提出方法

持参（休日を除く日の午前9時から正午まで、および午後1時から午後5時までとする。）、郵送（書留郵便に限る。提出期限までに必着のこと。）のいずれかとする。

#### ウ 提出場所

提出先は、事務局とする。

#### (4) 非選定理由の説明に対する回答

回答は、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して3日（休日を除く。）以内に、書面により行う。

### 12 スケジュール（予定）

令和2年6月10日（水）	公告・参加表明書等受付開始
令和2年6月19日（金）	質問締切（第一次審査分）
令和2年6月22日（月）	質問回答
令和2年6月23日（火）	参加表明書等提出期限
令和2年6月29日（月）	第一次審査（参加資格審査）
令和2年6月30日（火）	第一次審査結果通知
令和2年7月7日（火）	質問締切（第二次審査分）
令和2年7月9日（木）	質問回答
令和2年7月14日（火）	技術提案書等提出期限
令和2年7月21日（火）	第二次審査（提案審査）
令和2年7月28日（火）	選定結果の通知および公表
令和2年8月11日（火）	仮契約
令和2年9月議会	契約の議案上程
令和2年10月上旬	本契約

### 13 失格条件

参加希望者が、参加表明書等提出後に参加資格を満たさなくなった場合又は本実施要領に定める手続以外の手法により、審査委員会委員又は関係者に本プロポーザルに対する援助等を直接的又は間接的に求めた場合は失格とする。

また、提出された技術提案書等が次のいずれかに該当する場合は、失格となることがある。

- (1) 技術提案書等の提出先、提出方法および提出期限に適合しないもの。
- (2) 本実施要領に示された様式および記載上の留意事項に適合しないもの。
- (3) 技術提案書等に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの。
- (4) 技術提案書等に記載すべき事項以外の内容が記載されているもの。
- (5) 虚偽の内容が記載されているもの。

### 14 その他

- (1) 技術提案書等の作成、提出、プレゼンテーション等、本プロポーザルに要する費

用は提出者の負担とする。

- (2) 提出された参加表明書等および技術提案書等（以下「提出された書類等」という。）は、選定、非選定にかかわらず返却しない。
- (3) 提出された書類等は、提出者に無断で本プロポーザル以外に使用しない。
- (4) 提出された書類等は、選定を行う作業に必要な範囲において、提出者に断りなく、その写しを作成し、使用することができるものとする。
- (5) 市は、業者選定後、選定した業者の技術提案の内容に拘束されないものとする。
- (6) 本事業の実施に当たっては、監理技術者および主任技術者は、特別な理由があると認められる場合を除き変更することはできない。
- (7) 現地説明会は開催しないものとする。
- (8) 提出された書類等の著作権は、原則として当該書類等の作成者に帰属するが、採用した技術提案書等の著作権は、秋田市に帰属するものとする。
- (9) 提出された書類等は、秋田市情報公開条例（平成9年12月18日条例第39号）第2条第2項に基づく公文書開示請求の対象となり、非公開とすべき部分を除き公開されることがある。